

【『2026年版通関士試験合格ハンドブック』 正誤表】

本テキストにつき、次の訂正箇所がございますので、大変申し訳ありませんがご訂正願います。

更新日	ページ	誤	正
12月24日	P.276 延滞税の計算 図表中	(令和7年) 2/8 2/11 …	(令和8年) 2/8 2/11 …
12月24日	P.735 別紙1 INVOICE Total US\$の金額	US\$ 27,700,00	US\$ 27,400,00
12月24日	P.736 仕入書価格 US\$の値	EXW-USD-27700.00-A	EXW-USD-27400.00-A
2月6日	P681 解答と解説の解答部分	(f) 1,056,000 円 (g) 918,400 円 (h) 547,200 円 (i) 464,000 円 (j) 356,800 円	(f) 1,122,000 円 (g) 975,800 円 (h) 581,400 円 (i) 493,000 円 (j) 379,100 円

2月6日

P787-788
模擬試験
関税法等
解答・解説

第2問（関税の加算税）
正解 イ-⑯ ロ-⑨ ハ-④ ニ-⑩ ホ-③
参照条文 関税法12条の2第4項、同法12条の3第3項、同法12条の4第3項等
解説
<p>1 更正に基づき過少申告加算税が課される場合において、当該更正により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、当該更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて（イ ⑯ 正当な理由）があると認められるものがあるときは、その納付すべき税額からその（イ ⑯ 正当な理由）があると認められる事実に基づく税額を控除した税額を基礎として計算した過少申告加算税を課する。</p> <p>2 納税申告がなかったことによりされた決定に基づき無申告加算税が課される場合において、その納税申告により納付すべきであった税額（その計算の基礎となった事実のうちに当該決定前の税額の計算の基礎とされていなかったことについてその納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として計算した金額を控除した税額）が（ロ ⑨ 300万円）を超えるときは、無申告加算税の額は、納付すべき税額のうち、（ハ ④ 50万円）以下の部分に相当する税額に15%の割合、（ハ ④ 50万円）を超える（ロ ⑨ 300万円）以下の部分に相当する税額に20%の割合、（ロ ⑨ 300万円）を超える部分に相当する税額に30%の割合をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とする。</p> <p>3 納税義務者が納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部を隠蔽し、その隠蔽したところに基づき輸入（納税）申告を行い、更正がされたことにより重加算税を課す場合において、保存義務者（申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者）が保存している（ニ ⑩ 関税関係書類又は電子取引の取引情報）に係る電磁的記録に記録された事項のみに関し更正があったときは、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に（ホ ③ 45%）の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。</p>

第2問（保税蔵置場）
正解 イ-⑮ ロ-⑭ ハ-⑤ ニ-⑧ ホ-⑨
参照条文 関税法42条2項、同法40条1項、44条、50条4項
解説
<p>1 保税蔵置場の許可の期間は、（イ ⑮ 10年）を超えることはできない。ただし、（イ ⑮ 10年）以内の期間を定めてこれを更新することができる。</p> <p>2 関税法50条1項（保税蔵置場の許可の特例）に規定する承認取得者の承認は、（ロ ⑭ 8年）ごとに更新を受けなければ（ハ ⑤ 失効する）。</p> <p>3 保税蔵置場では、外国貨物の（ニ ⑧ 内容の点検）、改装、仕分けその他の手入れを行うことができる。</p> <p>4 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加しようとするときは、あらかじめその旨を（ホ ⑨ 税関に届け出なければならない）。</p>

2月6日

P788-789
模擬試験
関税法等
解答・解説

第3問（納期限）

正解 イ-⑥ ロ-⑧ ハ-④ ニ-⑫ ホ-⑯

参照条文 1.関税法9条の2第3項 2.関税法9条3項 3.関税法施行令7条の2第1項2号

解説

- 1 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された納付すべき税額の期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を税関長に提出したときは、当該税関長は、当該納付すべき期限を（イ ⑥2月以内）に限り延長することができる。この場合において、当該税関長は、（ロ ⑧関税の保全）のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特例輸入者に対し、当該期限内特例申告書に記載した（ハ ④関税額の全部又は一部に相当する額）の担保の提供を命ずることができる。
- 2 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を（ニ ⑫当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日）と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入許可の日といずれか遅い日までに納付しなければならない。
- 3 関税定率法の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税は、（ホ ⑯納税告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日）までに納付しなければならない。

第3問（関税の加算税）

正解 イ-⑭ ロ-⑨ ハ-④ ニ-⑩ ホ-③

参照条文 関税法12条の2第4項、同法12条の3第3項、同法12条の4第3項等

解説

- 1 更正に基づき過少申告加算税が課される場合において、当該更正により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、当該更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて（イ ⑭ 正当な理由）があると認められるものがあるときは、その納付すべき税額からその（イ ⑭ 正当な理由）があると認められる事実に基づく税額を控除した税額を基礎として計算した過少申告加算税を課する。
- 2 納税申告がなかったことによりされた決定に基づき無申告加算税が課される場合において、その納税申告により納付すべきであった税額（その計算の基礎となった事実のうちに当該決定前の税額の計算の基礎とされていなかったことについてその納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として計算した金額を控除した税額）が（ロ ⑨ 300万円）を超えるときは、無申告加算税の額は、納付すべき税額のうち、（ハ ④ 50万円）以下の部分に相当する税額に15%の割合、（ハ ④ 50万円）を超え（ロ ⑨ 300万円）以下の部分に相当する税額に20%の割合、（ロ ⑨ 300万円）を超える部分に相当する税額に30%の割合をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とする。
- 3 紳税義務者が納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部を隠蔽し、その隠蔽したところに基づき輸入（納税）申告を行い、更正がされたことにより重加算税を課す場合において、保存義務者（申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者）が保存している（ニ ⑩ 関税関係書類又は電子取引の取引情報）に係る電磁的記録に記録された事項のみに関し更正があったときは、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に（ホ ③ 45%）の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。